

## 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

基準の一部改正にともない、本条例の一部を以下のように改正するものです。

- ①新たな介護保険施設である介護医療院創設にともない、各条文に介護医療院を追加する。
- ②共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数を「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」へ見直す。
- ③身体的拘束などの適正化の措置について追加する。

## 国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険制度改革にともない創設される「国民健康保険事業納付金」などの必要額を充足するため、国民健康保険税の税率などを見直すことなどにともない、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正にともない、保険料を徴収すべき被保険者に、「国民健康保険の住所地特例の規定の適用を受け、白岡市に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった者。」を追加するものです。

## 都市公園条例の一部改正

都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正にともない、本条例の改正を行うものです。

**問** 公園の運動施設のバリアフリー化や国際基準への対応のためとのことだが、市内で該当する都市公園と、その都市公園の運動施設の割合はどれぐらいか。

**答** 総合運動公園が該当し、運動施設率は、39%である。

## 都市計画税条例及び都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

都市計画税賦課区域は、市街化区域内のみであったが、宮山団地の公共下水道への接続にともない、区域の変更が生じるため規定を追加し、宮山団地を第9負担区とし単位負担金額を1㎡あたり720円とするものです。

**問** 受益者負担金1㎡あたり720円の根拠は。

**答** それぞれの負担区の事業費から算出したもので、第1負担区は1㎡あたり580円だが、人件費や材料費の上昇にともない、近年事業費が増加している。第9負担区については改築・修繕費用をもとに算出している。



## 平成29年度 一般会計補正予算

今回の補正予算は、予算総額から1億5,003万4千円減額し、総額を152億1,782万9千円とするものです。歳入歳出ともに、本年度の事業執行の見込みがほぼ確定したことによるものです。

**問** 生活保護費について、事業費は182万6千円減額し、財源である国県支出金も93万7千円減額しているが、扶助事業は800万円増額補正になっている。特別な医療費や対象者の増加が原因なのか。また、支出金申請のタイムラグはどの程度か。

**答** 被保護者の終末期の高額医療や高額手術費が重なったことから、医療扶助の増加分を見込んだものである。また、負担金の追加交付申請は、11月末時点の実績額が当初予算の額を上回っている場合に認められるため、今回は93万7千円減額により決定された。